

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）では、

優れた技術等を外国において広く活用しようとする中小企業者等が行う  
外国への特許等の出願に必要な経費の一部を補助します。



## 応募資格

- 新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ  
ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

## 対象要件

- 「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」、「冒認対策目的の商標」の各出願案件
- 申請時において既に日本国特許庁に対して行っている特許等出願(PCT 出願含む)を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願に限ります。マドプロ出願の場合は日本国特許庁への国際商標登録出願以前であることが必要です。
- その他要件は事業案内、交付要綱等を参照ください。NICO ホームページからダウンロード出来ます⇒<http://www.nico.or.jp>

## 補助対象経費

- 外国特許庁への出願手数料 ・現地代理人費用 ・国内代理人費用 ・翻訳費用 ・その他経費  
※補助対象となる経費は、交付決定日以降、平成28年2月末日までに支払いが完了する外国特許庁への出願経費となります。  
※補助対象とならない経費  
①国内出願(PCT出願含む)費用及び日本国特許庁に支払う費用、②日本国内における消費税及び地方消費税、  
③国際商標登録出願料に係る登録料 等

## 補助率/補助上限額

- 補助率:国補助金 補助対象経費の2分の1以内  
県補助金 補助対象経費の4分の1以内
- 補助上限額 :1 企業(グループ)  
国補助額 3,000 千円以内、県補助額 1,500 千円以内
- ア. 特許出願:1 出願(案件)につき  
○国補助金 1,500 千円以内、○県補助金 750 千円以内
- イ. 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願:1 出願(案件)につき  
○国補助金 600 千円以内、○県補助金 300 千円以内
- ウ. 冒認対策商標:1 出願(案件)につき  
○国補助金 300 千円以内、○県補助金 150 千円以内

## 応募手続き等

- ア. 交付申請書・事業計画書等は「国補助金に係る申請書」、「県補助金に係る申請書」それぞれ別に作成し提出くださるようお願いします。
- イ. 県補助金の申請は、国補助金の申請が必須条件になりますので、必ず国・県補助金申請を同時に行うようお願いします。(国・県補助金分それぞれの単独申請はできませんのでご注意ください)

## その他

- 特許・実用新案・意匠出願は、審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。(11月10日(火)予定)
- 補助金の交付は補助事業が完了した後の精算払いになります。  
補助対象期間は平成28年2月末日までです。申請者は補助対象経費に係るすべての費用の支払を平成28年2月末日までに完了することが条件となります。
- 交付決定日前に支払った経費は対象になりません。
- 案件の採否は審査委員会で決定し、併せて、補助金は予算の範囲内で交付します。

■募集期間 平成27年10月5日(月)～10月23日(金)17:30まで

■応募方法 交付申請書、事業計画書等を作成し、必要書類を添付して提出してください。  
事業案内や申請書の様式は NICO ホームページからダウンロードできます ⇒ <http://www.nico.or.jp>

- 問い合わせ・申請書提出先 ■ 公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ 経営基盤強化チーム  
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階  
TEL 025-246-0056(直通) FAX 025-246-0030